

# 令和5年第5回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年5月23日（火）午前9時30分～11時30分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1)農業委員（9名）

1番	豊増 文夫	2番	坂元 兼一
3番	山内 美千代	4番	
5番	田畠 和成	6番	赤崎 敬一郎
7番	小西 義彦	8番	南原 奈美子
9番	吉留 義晃	10番	池山 準一

(2)推進委員（23名）

11番	下市 博彰	12番	甫立 浩二	13番	野間 菊昭
14番	山崎 博文	15番		16番	宮崎 栄
17番	内村 正二	18番	三腰 修一	19番	竹井 好博
20番	長野 壮二	21番	濱田 誠	22番	徳留 伸一
23番	東條 好廣	24番	瀧園 和徳	25番	栗野 一三
26番	堀之内 瞳	27番	上屋敷 守	28番	大迫 勝哉
29番	竹之内 重則	30番	山口 治幸	31番	
32番	楠元 伸一	33番	肝付 兼久	34番	坂元 智一
35番	小坂 和良				

(3)職員（6名）

事務局長	松山 明浩
主幹兼農地係長	小田 寿幸
農地係主査	堀口 浩二
農地係主事	今村 圭佑
農政課農業政策係主事	永江 優理
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員（1名）

4番 前野 浩司

5 会次第

- (1)議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について ( 8件)
- (2)議案第2号 農地法第4条許可申請について ( 2件)
- (3)議案第3号 農地法第5条許可申請について ( 4件)
- (4)議案第4号 農業振興地域内農地利用計画の変更案に係る意見について ( 2件)
- (5)議案第5号 農用地利用集積計画について ( 44件)
- (6)議案第6号 非農地証明願について ( 4件)

6 その他

事務局長	ただ今から令和5年第5回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、本日の出席人員報告をいたします。 本日は、4番前野委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は10名中9名で定足数に達していますので、総会は成立しております。 また、推進委員25名のうち、15番久保園委員、31番下境田委員から欠席の申し出がありましたので、23名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは、審議を開始します。 本日の議事録署名者の指名をいたします。 議事録署名者は、1番豊増文夫委員、2番坂元兼一委員にお願いいたします。 なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、会務報告を終わります。
	それでは、1ページから2ページ、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の5-1番から8番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (今村)	議案第1号「農地法第3条許可申請について」について説明 5-1番 所在：船木字[REDACTED]番1、畠、農振農用地区域外、183m <sup>2</sup> 、贈与による所有権移転 5-2番 所在：広瀬字[REDACTED]番6、畠、農振農用地区域外、35m <sup>2</sup> 、売買による所有権移転 5-3番 所在：平川字[REDACTED]番4、畠、農振農用地区域外、156m <sup>2</sup> 、贈与による所有権移転 5-4番 所在：二渡字[REDACTED]番9、畠、農振農用地区域外、123m <sup>2</sup> 、所在：二渡字[REDACTED]番、畠、農振農用地区域外、228m <sup>2</sup> 、所在：二渡字[REDACTED]番7、畠、農振農用地区域外、385m <sup>2</sup> 、売買による所有権移転 5-5番 所在：柏原字[REDACTED]番、田、農振農用地区域外、157m <sup>2</sup> 、所在：柏原字[REDACTED]

事務局 (今村)	<p>■番 1、田、農振農用地区域外、743 m<sup>2</sup>、所在：柏原字 ■番</p> <p>1、田、農振農用地区域外、582 m<sup>2</sup>、贈与による所有権移転</p> <p>5-6 番</p> <p>所在：中津川字 ■番 1、畑、農振農用地区域内、921 m<sup>2</sup>、売買による所有権移転</p> <p>5-7 番</p> <p>所在：永野字 ■番 3、畑、農振農用地区域外、209 m<sup>2</sup>、所在：永野字 ■番 2、畑、農振農用地区域外、443 m<sup>2</sup>、売買による所有権移転</p> <p>5-8 番</p> <p>所在：求名字 ■番 1、畑、農振農用地区域外、3,730 m<sup>2</sup>、所在：求名字 ■番 7、畑、農振農用地区域外、1,699 m<sup>2</sup>、所在：求名字 ■番 1、田、農振農用地区域内、250 m<sup>2</sup>、贈与による所有権移転</p> <p>以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。</p>
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。5-1 番、お願いします
16番委員	■さんが、住宅に隣接した農地を、去年あたりから借りて、菜園を継続してされていまして、境界、作物等に問題ありません。
議長	5-2 番、お願いします。
14番委員	渡人の■さん、受人の■さんは、ともに■の■集落に住んでおられる方です。申請地は、その■集落の■さんの住宅の裏手にございます。ちょうど申請地が■さんの畑に隣接するところにあります。進入路等を■さんが整備していたところ■さんが来られて、隣の畑を買ってくれないかということでご相談があり、今回の案件に至りました。進入路、境界等、特に問題は無かったと思います。よろしくお願ひします。
議長	5-3 番、お願いします。
19番委員	■さんと■さんはいとこ同士にあたりまして、■さんのほうが、家にはだれも住んでいないということで、■さんが湯田から転居をされて、家庭菜園として使っている畑であります。境界は隣の方とよく話をされて決まっておりましたので、何ら問題は無いと思います。
議長	5-4 番、お願いします。
22番委員	これはさつま町の空き家バンク登録の特例で、農地付きを■さんが取得されておりましたが、諸事情で今回売却される形になったということで、みかんを植えてある場所なんですけれども、開墾されて石垣等で境界ははっきりした場所であります。また、取得をされる■さんは、今、■で、■という子供向けのお菓子を作る工房をしたいという流れで、山形屋に出されて、今から、ここも色々活用していきたいということで、今回取得される形になっております。現場は、1年間、何も手を付けていない状態で、竹が生えたり、色々だったんですけども、■さんがこつこつと何とかやるということをお聞きしましたので、よろしくお願ひいたします。

- 議長 5-5 番、お願いします。
- 27 番委員 この案件は、3月の総会で出された案件で、3月のときは売買になっていましたが、今回は贈与で出ています。境界、進入路等は何も問題は無いです。
- 議長 5-6 番、お願いします。
- 33 番委員 渡人の■さんは東京都在住ですけれども、もともと中津川出身の方で、受人の■さんに30年以上前から、この畑を貸していらっしゃったみたいです。■さんはここを借りて、牧草を植えられていました。西側は茶園で境界がはっきりしていたんですけども、南側は道路です。東側に境界柱が無かったので、現地に行って、もう1回、■さん立会のもと境界を確認しました。牧草を植えるときに、刈り取りに邪魔ということでした。場所は■さんの自宅のすぐ庭先でありまして、そこ一面全部、■さんが牧草を作られていきましたので、問題無いと思います。面積に対しまして売買の額がちょっと大きいですけれども、今まで30年以上、お金ももらわずに耕作していたということで、謝礼も含めて、ちょっと大きな金額になったという報告を受けています。以上です。
- 議長 5-7 番、お願いします。
- 34 番委員 畑2筆になります。■番3と■番2、合計で652m<sup>2</sup>の2筆になります。金額的には安く思えるんですが、実は、これの外に、永野の■があったところが隣に付いております。番地が、■番2、宅地で、160.86m<sup>2</sup>がいっしょに付いております。■さんは、現在、神奈川に住んでいらっしゃって、もうこっちへ帰って来ることはないということで、お父さん、お母さん、両方とも、もう亡くなっています。親戚も、こっちにはほとんどいないということで、■さんに買ってくださいと相談されたところです。現在は、荒れているところを草払いなどが大変だということで、こっちのほうとは縁を切りたいということみたいです。現場は道路沿いなんですが、とてもいい畑になっております。■さんはすぐ隣に住んでいらっしゃって、管理は十分されると思いますので、今後益々よくなると思っております。問題は何もありません。水路とかも全部そろっています。以上です。
- 議長 5-8 番、お願いします。
- 30 番委員 ■さんと■さんはいとこになります。■さんの兄弟がみんな他所にいらっしゃる方で、もうこっちに帰って来ることは無いということで、今回、いとこである■さんに、もらってくれということで、今回、所有権移転、贈与の形になったみたいです。現在は他の畜産農家が借りて牧草地になっております。境界、その他問題は無いと思います。以上です。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありますか。
- 6 番委員 面積が大きい方は問題無いと思いますが、例えば35m<sup>2</sup>とか、156m<sup>2</sup>とか。所有権移転は、自分でされてもかまわないんですけども、代書人を頼むかして、法務局を持って行かれると思うんですが、最後の確認を農業委員

6番委員	会として、していなければ、所有権が移転しないと、所有者は前の人とのままになっていると思うんですが。農業委員会としては許可は出している。税務課とかにちゃんと申告をしているのか、面積が大きものはちゃんとされると思うんですけれども、面積が小さいものは、ちゃんとされるのかという確認は、農業委員会としてはしないんですか。
事務局長	今のところ、登記名義人がしっかり変わったという確認まではしていないところなんですが、許可書を渡すときに、しっかり登記までしてくださいということは伝えております。最終的な確認まではしておりません。
議長	委員が言われるように、最終的には法務局に行って、ちゃんと登記を直さんことにはならんわけですけれども。今、事務局長からの話では、していないということです。
6番委員	面積が大きい人は、売った人が、くれた人が、なんで、まだ税金がくつたろかいということになると思うんですけども、小さい面積だったらそのまましている。農業委員会の台帳は直っているんですけども、税務課とか法務局が直ってなけばどうなのかなと思ったものですから、お尋ねしましたところでした。
議長	ほかには、ございませんか。
1番委員	関連の質問ですけれども、来年の4月から、農地の移動をした場合は、強制的に登記を変えなければいけないという決まりも始まるわけです。その辺も説明されているんですか。
事務局長	今言われたのは、多分、相続の件ではないのかなと思います。来年4月以降、必ず生きていらっしゃる方に名義を変えないといけないというのが始まるようです。していないと、なんらかの罰則もあるように聞いております。農地の売買については、しっかり登記名義を変えるというところまでいっていただかないといけないと考えます。先ほど、赤崎委員から話があったんですけども、えていないと、確かに税金がきます。そういうこともあって、登記名義を変える方向に向かうのではないかなと考えたところでございます。
1番委員	相続だけとは知らなかつたので、全ての土地について、取得された方は名義変更、登記をしなおさないといけないという法律だと思っていたんですけども、勘違いですかね。相続だけでしたか。
9番委員	いや。全部ですよ。今言われた法律で登記をしないといかんということで、団体の山とか全部、対象になるらしいです。それをしっかりとしないと、あとあとが面倒ですから、山林も全部、共有林も全部だそうです。全ての土地です。何年か、猶予があるのか分からんどん。
議長	今、出ている問題については、再度、全て確認して、次回の総会のときに皆さんにお伝えしたい、このように思います。それでよろしいですか。 (はいの声) ほかに、ございませんか。 (なしの声)
	ご意見が無いようですので、採決いたします。議案第1号「農地法第3

議長	条許可申請について」の 5-1 番から 8 番については、許可することに賛成の方は举手をお願いします。 (全員举手) 全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 5-1 番から 8 番については、許可することに決定いたします
	次に、3 ページ、議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 5-1 番を議題といたします。 なお、6 ページ、議案第 4 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番は関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (小田)	議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 5-1 番について説明 所在：紫尾字 [REDACTED] 番 1、畠、農振農用地区域内、713 m <sup>2</sup> のうち 369 m <sup>2</sup> 、地種：農振除外後第 1 種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：91.09 m <sup>2</sup> 、申請地に一般住宅を建築したい。 関連部分の 6 ページ、議案第 4 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番説明
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。
28 番委員	今回の申請は、700 m <sup>2</sup> くらいの内の約半分程度を利用して住宅を建設したいということです。境界につきましては、23 ページを見ていただきますと、北側には公民館、西側には町道と側溝があります。南側は、この図面には書かれてないんですけども、1 筆、近所の方の畠地が存在します。東側には農道と水路があります。全て杭が打ってありますし、隣の地権者の了解もあるそうです。排水につきましては、浄化槽を設置されまして、一番上の左の町道に面したほうですが、側溝に流すように、町に申請してあるということです。建設の際には盛土をして、ブロックで四方を囲むという計画のようです。住宅建設後に残る、残り半分の畠地は菜園として利用したいということでした。以上、報告を終わりります。よろしくお願いします。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (小田)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。ただし申請地について、農振除外の決定があった場合に限る。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。 なお、本件は、農振除外後、第 1 種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 5-1 番について、農振除外を条件として許可することに賛成の方、併せて議案第 4 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更

- 議長 案に係る意見について」の 1 番は、農振除外を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 5-1 番は、農振除外を条件として許可することに決定いたしました。
- また、議案第 4 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番は、農振除外を承認することに決定いたします。
- なお、本件は、農振除外後、第 1 種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。
- 次に、3 ページ、議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 5-2 番を議題といたします。
- 事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局 (小田) 議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 5-2 番について説明  
所在：求名字 [REDACTED] 番 23、畠、農振農用地区域外、695 m<sup>2</sup>、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：山林用地、施設：山林、施設内容：櫻 59 本、申請地に桜 59 本を植え、山林にしたい。
- 議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。
- 30 番委員 [REDACTED] さんは去年までは牛を飼われていて、去年までは牧草地として使用されていましたが、もう離農する方向にあるということで、山林にしたいという要望がありまして、ちょっと陰になるということで、もう山林にしかならないような土地でした。境界とかは特に問題無いようでした。お願いいたします。
- 議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 (小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明  
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか
- 8 番委員 北側の畠 2 筆も [REDACTED] さんの農地であったかなと思っていますが、その奥は、現在、畠として利用されている農地ですか。手前の南側が山になってしまったら、後の畠への進入路とか、そのあたりはどういうふうになるのか教えていただきたいと思います。
- 事務局 (小田) 今の質問につきまして、このあと非農地証明願が、22 ページに出てまいります。22 ページの 5-2 番で出てきますが、この農地については、現在、山林化しているということで、非農地証明願が出されております。30 ページが非農地証明願ということで、奥地は山林化しております、進入できない状況で、農地ではないということでした。
- 議長 ほかにございませんか。

議長	(なしの声あり) ご意見が無いようですので、採決いたします。議案第2号「農地法第4条許可申請について」の5-2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局 (小田)	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の5-2番は、許可することに決定いたしました。
議長	次に、4ページ、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の5-1番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
12番委員	議案第3号「農地法第5条許可申請について」の5-1番について説明 所在：虎居字[REDACTED]番9、畠、農振農用地区域外、331m <sup>2</sup> 、地種：第1種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：116.34m <sup>2</sup> 、申請地を譲り受け、一般住宅を建築したい。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。
12番委員	申請地は、昨年9月、5条申請がなされて許可となった施設の土地の隣地であります。現地調査の結果、現地には既に、白いテープを使って境界をしっかりと表示され、また、住宅を建設する場所も同様に、白いテープで囲んでおりまして、よく目視することができました。また、排水は合併浄化槽設置で町道隣接の水路へ放流することになっているそうであります。その結果、特に指摘することも無かったように思います。よろしくお願ひいたします。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (小田)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。 なお、本件は、第1種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。
	(なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の5-1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の5-1番は、許可することに決定いたしました。
	次に、4ページ、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の5-2番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (小田)	議案第3号「農地法第5条許可申請について」の5-2番について説明 所在：宮之城屋地字 [REDACTED] 畠1、農振農用地区域外、305 m <sup>2</sup> 、地種：第3種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：101.08 m <sup>2</sup> 、申請地を譲り受け、一般住宅を建築したい。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。
11番委員	この申請地は、4月の総会で申請されましたところに隣接する場所でございまして、境界、排水、進入路、何も問題はございませんでした。よろしくお願ひいたします。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (小田)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の5-2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の5-2番は、許可することに決定いたしました。
	次に、4ページ、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の5-3番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (小田)	議案第3号「農地法第5条許可申請について」の5-3番について説明 所在：求名字 [REDACTED] 畠1、田、農振農用地区域外、1,011 m <sup>2</sup> 、地種：第2種農地、形態：転用、用途：貸資材置場用地、施設：貸資材置場、施設面積：731.48 m <sup>2</sup> 、申請地を譲り受け、貸資材置場を設置したい。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。
29番委員	申請地は、27ページを見ていただければ分かるんですが、求名の [REDACTED] から求名方向に向かったところの左側に位置するところにあります。近くには、[REDACTED] という池があるところで、現在、[REDACTED]さん自身は、もうここには住んでいらっしゃいませんで、娘さんのところに行っていらっしゃいまして、もともと牛飼いをしていらっしゃいまして、土地自体はかなり広くて、今回、[REDACTED]さんが適当な場所はないかと探していたと聞いております。境界、進入路等、ほとんど問題無くて、排水についても、周りには全部トラフ等を入れてあり、問題無かったと思います。以上です。よろしくお願ひします。

議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (小田)	<p>農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明</p> <p>総合意見としまして、許可相当（追認）。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。</p>
議長	<p>ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。</p> <p>（なしの声あり）</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の5-3番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の5-3番は、許可することに決定いたしました。</p>
	<p>次に、5ページ、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の5-4番を議題といたします。</p> <p>なお、6ページ、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の2番は関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いします。</p> <p>事務局の議案説明をお願いします。</p>
事務局 (小田)	<p>議案第3号「農地法第5条許可申請について」の5-4番について説明</p> <p>所在：求名字 [REDACTED] 番1、田、農振農用地区域内、651m<sup>2</sup>、地種：農振除外後第2種農地、形態：転用、用途：貸駐車場・貸資材置場用地、施設：貸駐車場・貸資材置場、申請地を譲り受け、貸駐車場・貸資材置場を設置したい。</p> <p>関連部分の6ページ、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の2番説明</p>
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。
29番委員	先ほど、5-3番で説明したところの入口の水田になります。町道に面していまして、上のほうの申請地とは若干高さが違うもんですから、ここは少し埋め立てるということでございました。埋め立てた後の排水等の処理については、町道のほうに排水用の水路が通っておりまして、そちらのほうに60から100程度のトラフを入れて排水するということでございました。なお、申請について、他については特に問題無いと思われますので、よろしくお願ひいたします。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (小田)	<p>農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明</p> <p>総合意見としまして、許可相当。ただし申請地について、農振除外の決定があった場合に限る。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。</p>

議長	<p>ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の5-4番について、農振除外を条件として許可することに賛成の方、併せて議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の2番は、農振除外を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の5-4番は、農振除外を条件として許可することに決定いたしました。</p> <p>また、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の2番は、農振除外を承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、7ページから8ページ、議案第5号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書、集積計画総括表（所有権の移転）について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局 (堀口)	<p>議案第5号「農用地利用集積計画について」の7ページ、農用地利用集積計画書、8ページ、集積計画総括表（所有権の移転）について説明</p>
議長	<p>それでは、9ページ、議案第5号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の5-1番から2番を議題といたします。</p> <p>事務局の議案説明をお願いします。</p>
事務局 (堀口)	<p>議案第5号「農用地利用集積計画について」の9ページ、5-1番から2番について朗読及び説明</p>
議長	<p>ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>無いようですので、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の5-1番から2番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の5-1番から2番については、妥当とすることに決定いたします。</p> <p>次に、10ページ、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局 (堀口)	<p>議案第5号「農用地利用集積計画について」の10ページ、農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について朗読及び説明</p>
議長	<p>それでは、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定を議題といたします。</p> <p>本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が3件ありますので、その案件を先に審議いたします。</p> <p>まず初めに、13ページ、5-8番を議題といたします。</p> <p>委員の退室をお願いします。{ [REDACTED] 委員退室}</p>

議長	事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (堀口)	議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の13ページ、5-8番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の5-8番について、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の5-8番については、妥当とすることに決定いたします。 委員の入室をお願いします。{ [ ] 委員入室 }
	次に、19ページ、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の5-35番から36番を議題といたします。 委員の退室をお願いします。{ [ ] 委員退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (堀口)	議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の19ページ、5-35番から36番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の5-35番から36番について、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の5-35番から36番については、妥当とすることに決定いたします。 委員の入室をお願いします。{ [ ] 委員入室 }
	次に、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の11ページから21ページのうち、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。 事務局の議案の説明をお願いします。
事務局 (堀口)	議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の11ページから21ページのうち、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当と

議長	することに決定いたします。
	次に、22 ページ、議案第 6 号「非農地証明願について」の 5-1 番から 4 番を議題といたします。
	事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (小田)	<p>議案第 6 号「非農地証明願について」説明</p> <p>5-1 番</p> <p>所在：求名字 [REDACTED] 番 3、田、農振農用地区域内、1,095 m<sup>2</sup>、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地</p> <p>5-2 番</p> <p>所在：求名字 [REDACTED] 番 11、畑、農振農用地区域外、1,050 m<sup>2</sup>、判定地目：山林、利用状況：耕作放棄地、所在：求名字 [REDACTED] 番 1、畑、農振農用地区域外、1,285 m<sup>2</sup>、判定地目：山林、利用状況：耕作放棄地</p> <p>5-3 番</p> <p>所在：求名字 [REDACTED] 番 1、畑、農振農用地区域外、168 m<sup>2</sup>、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地</p> <p>5-4 番</p> <p>所在：求名字 [REDACTED] 番 1、畑、農振農用地区域外、618 m<sup>2</sup>、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地</p>
議長	ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果の報告をお願いします。5-1 番、5-3 番、5-4 番、お願いします。
29 番委員	<p>まず、5-1 番から説明いたします。29 ページをご覧ください。この場所は求名の [REDACTED] から奥のところで、[REDACTED]さんの鶏舎があるんですが、その近くの田んぼになります。現在、[REDACTED]さんは高齢で、息子さんが近々こちらのほうに帰ってくる予定ではあるということだったんですが、現場を見に行かせていただいたところ、地図で [REDACTED]さんの家の右上に家があるんですが、これが無茶苦茶古い家で、ここの横を通ってでないと田んぼに行けない、田んぼに行く道すら全くございませんでした。田んぼ自体も、完全に牟田の状態で、田んぼにならない、将来的には山にもならないかなというぐらいのところでした。</p> <p>続きまして、5-3 番、31 ページをご覧ください。ここは、[REDACTED]の [REDACTED] センターの下に、地図上ではかなり広く見えるんですが、実際は、[REDACTED] センターの下に農道がありまして、その下に畑がありまして、道路から見ると 4 メートルくらい下で、この面積で何かできるという感じでもございませんで、現在完全に山になりつつありました。</p> <p>もう 1 件、5-4 番ですが、こちらは 32 ページですが、今の 31 ページとほぼ同じ場所です。こちらも道路からかなり低くて、雑木等も生えまして、畑になる雰囲気は全くございませんでした。審議方、よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議長	5-2 番、お願いします。
30 番委員	5-2 番の場所は、先ほど 4 条申請のあった [REDACTED]さんの農地と同じところにあります。既に山林化しております、もうどうしようもないと言いますか、山林になっている状態です。よろしくお願ひいたします。
議長	ただ今の議案説明及び現地調査報告について、ご意見・ご質問はありま

議長

せんか。  
(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第6号「非農地証明願について」の5-1番から4番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第6号「非農地証明願について」の5-1番から4番は、妥当とすることに決定いたします。

次に、「議題」(7)その他ですが、委員の皆様より「議題」はありませんか。

(なしの声あり)

事務局より、何か議題はありますか。

(ありません。)

無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、会次第6の「その他」で、委員の皆様より、何かありませんか。

(なしの声あり)

事務局より事務連絡はありませんか。

事務局

(事務局より協議・連絡事項あり)

- ・令和4年度の非農地判断について（一部修正）
- ・令和4年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況とその他事務の実施状況の公表について（取りまとめ報告～協議～決定）
- ・活動記録（毎月10日目標など）の徹底について
- ・農地バンク関連貸借の確認書の提出について
- ・遊休農地等の拾い出し記入用紙（橙色）の配布（7月末提出締切）
- ・令和4年度の遊休農地（旧A分類）について
- ・令和5年度農作業標準賃金表について（5月11日全戸配布済）
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応（5類移行後）
- ・農地利用最適化推進委員候補者の募集期間（5月）について
- ・稲作情報（県から）の配布
- ・報酬支払明細の記載について（報告）

議長

ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。  
無いようですので、以上をもちまして令和5年第5回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会長

委員

委員